

議案第 1 号

西三河都市計画生産緑地地区の変更（案）（碧南市決定）について

1 変更の趣旨

平成 4 年 1 2 月 4 日付け碧南市告示第 3 5 号にて生産緑地地区を指定して以降、公共施設の設置、買取り申出等により生産緑地地区の位置及び形状の変更を行ってきた。

今回は、平成 3 0 年 1 月から同年 1 2 月までに買取り申出が行われ、同年 4 月から平成 3 1 年 3 月までに生産緑地地区内における行為制限が解除された箇所及び面積要件を満たさなくなった箇所について指定区域の変更を行うものである。

2 変更内容

区分	変更後	変更前
生産緑地地区の面積	42. 3ha (423, 001㎡)	43. 4ha (433, 678㎡)

3 変更箇所（3 ページ以降参照）

番号	所在地	変更の理由	団地番号	変更面積(㎡)
(1)	金山町 4-25、26、 27、28、33、 34、46、47	買取り申出（故障）	5-9	△ 4,357
(2)	中後町 4-57	買取り申出（死亡）	17-6	△ 789
(3)	天王町 4-50、78	買取り申出（故障）	18-2	△ 792
(4)	天王町 5-14、15	買取り申出（故障）	18-3	△ 585
(5)	東浦町 1-62-1、 64	買取り申出（故障）	20-17	△ 1,033
	1-61-1	面積要件不足		△ 207
(6)	志貴崎町 3-54	買取り申出（故障）	23-6	△ 495
(7)	若宮町 7-25	買取り申出（故障）	24-4	△ 821
(8)	照光町 4-53	団地付け替え（増）	31-11	490
(9)	照光町 4-41、52	買取り申出（故障）	31-12	△ 862
	4-53	団地付け替え（減）		△ 490

(10)	権田町 3 - 1 4	買取申出 (死亡)	3 2 - 7	△ 431
(11)	碧南伊勢土地区画整理事業 4 B 7	買取申出 (故障)	3 3 - 1	△ 305
合計				△ 10,677

4 今後の予定

知事協議 令和元年 1 1 月上旬 (予定)

5 効力発生の日

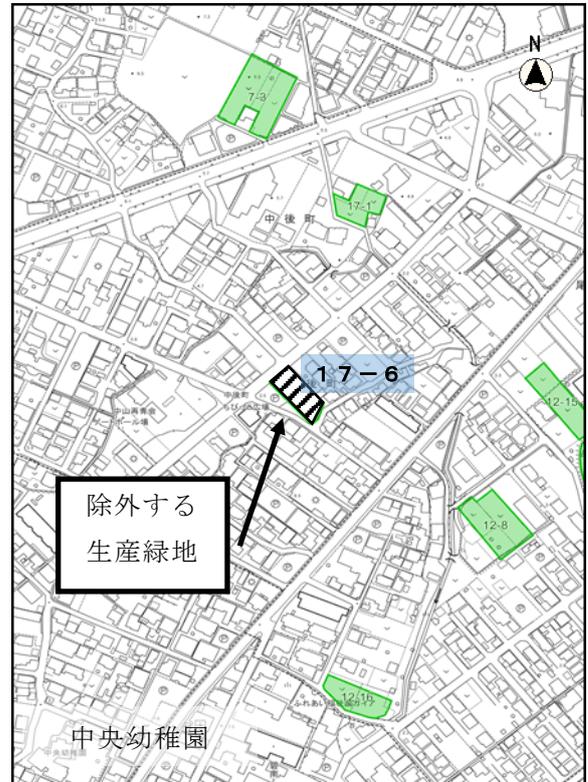
変更告示 令和元年 1 2 月上旬 (予定)

西三河都市計画生産緑地地区の変更（案）

(1) 金山町 4-25、26、27、28、
33、34、46、47



(2) 中後町 4-57



(3) 天王町 4-50、78



(4) 天王町 5-14、15



(5) 東浦町 1-62-1、64、
61-1



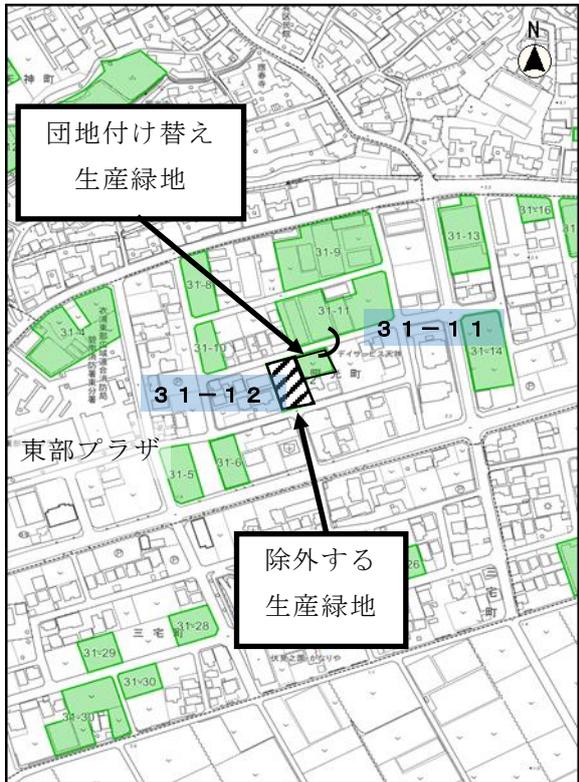
(6) 志貴崎町 3-54



(7) 若宮町 7-25



(8), (9) 照光町 4-41、52、53



(10) 権田町 3 - 1 4



(11) 碧南伊勢土地区画整理事業 4 B 7

